

**令和6年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 令和6年度企業版ふるさと納税マッチング支援業務をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) 実施体制
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施方針の妥当性
- (2) 業務目的達成の実現性（手法等）
- (3) 寄附依頼企業の選定
- (4) 提案者によるその他提案事項
- (5) 見積金額（委託料率）
- (6) 類似業務の受託実績
- (7) 従事スタッフの構成・人数など
- (8) 運営計画（スケジュール）の妥当性
- (9) 個人情報の適正な取扱い

2 プロポーザルの評価にあたって、提案書の書面審査のみ行うものとし、提案者へのヒアリングは行わない。

3 提案書の内容を基に、当該業務に適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価結果の集計及び報告

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

ただし、機構改革により組織名称が変更した場合、機構改革後の名称に読み替えることとする。

委員長	経済局	産業連携推進課長
副委員長	経済局	中小企業振興課長
委員	経済局	商業振興課担当係長
	政策局	財源確保推進課担当係長
	政策局	共創推進課係長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 評価委員の採点の合計点数（加算項目を含むすべての評価項目の合計点数）が満点の5/10以上の中から、もっとも点の高い者を受託候補者とする。

ただし、受託候補者と選定されたことをもって契約の締結が確定するわけではなく、仕様の協議を行い、訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と契約の取り交わしをもって契約成立とする。

6 評価が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

- (1) 加重項目の合計点が上位の者
- (2) 評価基準の「2 提案内容に関する視点」の合計点が上位の者

7 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年3月12日から施行する。